

令和3年3月15日

お客さま各位

北海道信用漁業協同組合連合会

「ローン融資約款（協同住宅ローン保証用）」の一部改正について（事前のご案内）

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会では、お客さまとのお取引にあたり、各種規定等を発行しておりますが、令和3年4月1日より、以下の約款を改定しますので、ご案内いたします。

## 記

### 1. 対象約款

ローン融資約款（協同住宅ローン保証用）

### 2. 改定内容

本約款の改正内容の詳細につきましては、改正箇所に係る新旧対照表をご参照ください。

### 3. 改定日

令和3年4月1日（木）

以上

(2021年4月1日実施)

## 新旧対照表

規定名	該当箇所	改正後	現行
ローン融資約款	第15条(借主による相殺)	1の② 借主と連合会(組合)の間の期限前弁済についての約定に反する場(削除)合	1の② 借主と連合会(組合)の間の期限前弁済についての約定に反する場___合
	第19条(届出事項)	第19条の2 借主および連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主および連帯保証人が連合会(組合)からの請求を受領しないなどの借主および連帯保証人の責めに帰すべき事由により、連合会(組合)が行った通知又は送付した書類等が延着しまたは到着しなかった場合には通常到達すべき時に到達したものとします。	第19条の2 借主および連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主(追加)が連合会(組合)からの請求を受領しないなどの借主(追加)の責めに帰すべき事由により、連合会(組合)が行った通知又は送付した書類等が延着しまたは到着しなかった場合には通常到達すべき時に到達したものとします。

以上